

環水大土発第 1903018 号
平成 31 年 3 月 1 日

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に公布され、改正法第 1 条については、平成 30 年 4 月 1 日から施行され（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号））、改正法第 2 条については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 282 号））。

汚染土壤処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）については、改正法第 1 条の施行に合わせて、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 30 号。以下「第一段階改正処理業省令」という。）が平成 29 年 12 月 27 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されたところであり、改正法第 2 条の施行に合わせて、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 4 号。以下「第二段階改正処理業省令」という。）が平成 31 年 1 月 28 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されるところである。

については、第一段階改正処理業省令及び第二段階改正処理業省令を踏まえて、汚染土壤処理業の許可の基準及び汚染土壤の処理に関する基準について参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壤処理業者にも必要に応じ周知方お願いするとともに、汚染土壤処理業の許可や承継の申請等に対する審査事務及び汚染土壤処理業者に対する指導監督事務に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」（平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号環境省水・大気環境局土壤環境

課長通知）及び「土壤汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」（平成 29 年 12 月 27 日付け環水大土発第 1712272 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

第 1 汚染土壤処理業の許可

1. 汚染土壤処理業の許可の申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、第二段階改正処理業省令による改正後の汚染土壤処理業に関する省令（以下「省令」という。）の様式第一に示したとおりであり、その記載事項欄には、以下の内容を記載させること。

- ① 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称（省令第 3 条第 1 項第 1 号）
「〇〇株式会社□□工場」等具体的に記載させること。

(2) 申請者の事務所の所在地（同）

申請者の事務所は、汚染土壤処理業の許可がされた後は、改正法による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 54 条第 4 項により都道府県知事（土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号）による改正後の土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 10 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）の立入検査の対象となるため、汚染土壤の処理に関係するすべての事務所の所在地及び連絡先を記載させること。

(3) 汚染土壤処理施設の設置の場所（法第 22 条第 2 項第 2 号）

汚染土壤処理施設に係る事業場の所在地及び連絡先を記載させること。

(4) 汚染土壤処理施設の種類（法第 22 条第 2 項第 3 号）

省令第 1 条各号に掲げる種類のいずれかを記載させること。なお、同一の敷地内において、汚染土壤処理施設を構成する設備のうちに、浄化等、セメント製造、埋立て、分別等及び自然由来等土壤利用のうち異なる方法を採用する設備があり、汚染土壤処理施設が複数ある場合には、全体として一の汚染土壤処理施設と解し、申請行為は一回で足りるが、当該採用する方法に応じた汚染土壤処理施設の種類を記載させること。

さらに浄化等処理施設にあっては、浄化、溶融又は不溶化の別を括弧書

きで併記させること。また、自然由来等土壤利用施設にあっては、自然由来等土壤構造物利用施設又は自然由来等土壤海面埋立施設の別を併記させること。

⑤ 汚染土壤処理施設の構造（同）

汚染土壤処理施設の構造を記載させること。構造の例としては、材質、屋根の有無及び階数が想定されること。

⑥ 汚染土壤処理施設の処理能力（同）

汚染土壤処理施設（埋立処理施設及び自然由来等土壤利用施設を除く。）の 1 時間当たりの処理量及び稼働時間並びにこれらを乗じて得た 1 日当たりの処理量を記載させること。

埋立処理施設にあっては埋立地の面積及び埋立容量を、自然由来等土壤利用施設にあっては自然由来等土壤を利用する場所の面積及び受け入れ容量を記載させること。

⑦ 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態（法第 22 条第 2 項第 4 号）

汚染土壤処理施設が処理することのできる汚染土壤の特定有害物質の種類を、特定有害物質の種類ごとに記載させるとともに、処理することのできる汚染土壤の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を記載させること。

なお、自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、受け入れる土壤により施設の構造又は設備が影響を受けることもあるため、実際の受け入れ予定土壤の汚染の状態を記載させることが望ましい。また、自然由来等土壤利用施設にあっては、自然由来等土壤以外の汚染土壤の受け入れはできないため、自然由来等土壤の要件に合致しない汚染土壤の処理も当然できないことに注意が必要である。

⑧ 汚染土壤の処理の方法（省令第 3 条第 1 項第 3 号）

汚染土壤の処理の方法として、熱分解方式、加熱・揮発方式、洗浄方式、化学分解方式等を記載させること。

また、汚染土壤の処理の一連の作業の手順及び内容を記載させること。ここにいう「汚染土壤の処理の一連の作業」は、汚染土壤の受入れから、保管、処理までを意味するが、処理後の汚染土壤であっても土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 3 号）による改正後の土壤汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の

基準（以下「土壌溶出量基準」という。）及び同条第2項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）に適合していることを省令第5条第22号イの調査（以下「浄化確認調査」という。）により確認するまでの当該汚染土壌を保管する過程までを含むものであること。また、セメント製造施設にあっては、製造されたセメントが製品として出荷するに足りる品質を有することが確認されるまでの過程を記載させること。

「一連の作業の手順及び内容」は具体的に記載させることを要するが、このうち「一連の作業の内容」の記載内容の例としては、受入れについては当該受入れを行う場所、熱分解を行う場合には分解温度及び揮発温度並びに汚染土壌の冷却方法、洗浄を行う場合には分級、沈殿、ろ過等濃縮の方法や使用する薬剤の種類、化学分解を行う場合には使用する薬剤の種類や添加の方法等が想定されること。

併せて、浄化等処理施設にあっては、本欄に記載した処理の方法により、⑦の欄に記載した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果を記載させること。

- ⑨ セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法（省令第3条第1項第4号）

以下の内容を記載させること。

ア. 製造するセメントの製品規格と製造方法

イ. 製造するセメントの品質管理の方法

ウ. 製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びに当該量の上限値の目安及びその上限の目安の設定根拠

- ⑩ 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、土木構造物の種類（省令第3条第1項第5号）

盛土材等として自然由来等土壌を利用する土木構造物の種類を記載させること。ここで記載させる土木構造物の種類は、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められている必要があり、具体的には、道路法に基づく道路、港湾法に基づく港湾施設（港湾堤防）等が想定される。

- ⑪ 保管設備の場所及び容量（省令第3条第1項第6号）

保管設備ごとに場所と容量を記載させること。

なお、保管設備の場所は、省令第2条第2項第2号の添付図面により明らかにさせること。

- ⑫ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染

土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力(省令第3条第1項第10号)

①、②、④及び⑥に準じて記載させること。

(2) 申請書添付書類及び図面

汚染土壌処理業の許可の申請書に添付しなければならない書類及び図面については、以下によること。

① 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類（省令第2条第2項第1号）

以下の事項を記載させた書類を添付させること。

ア．汚染土壌処理施設を稼働させる時間、汚染土壌処理施設の休止日、汚染土壌の処理の事業を行うための組織及び当該事業に従事する従業員数

イ．汚染土壌処理施設の維持管理（省令第5条第27号の点検及び機能検査を含む。）の体制及び計画

② 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（省令第2条第2項第3号）

汚染土壌処理施設を構成する設備について、当該設備ごとに、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付させること。

なお、設計計算書は、汚染土壌処理施設が、自重、積載荷重その他の加重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であることを証明するに足りる内容を備える必要があること。

③ 埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（省令第2条第2項第4号）

埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設の周囲の地形、地質及び地下水の状況が把握できる書類又は図面を添付させること。具体的には、周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位の調査結果等が想定される。

④ 自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類（省令第2条第2項第5号）

自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、申請書に記載された土木構造物の完成予定図を添付させること。なお、実際に自然由来等土壌を利用した土地だけでなく、汚染土壌処理業に係る事業場の全体の土地の利用方

法が分かるものであること。

⑤ 汚染土壌の処理工程図（省令第2条第2項第6号）

汚染土壌の処理の一連の作業の手順をフロー図により示させること。ここにいう「汚染土壌の処理の一連の作業」とは、(1)⑧に準ずること。

⑥ 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（省令第2条第2項第7号）

汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地の登記事項証明書及び公図の写しを添付させること。所有権を有しない場合には、当該敷地について申請者のために賃借権が設定されたことを証する書類及び公図の写しを添付させること。

⑦ 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（省令第2条第2項第11号）

以下の書類を添付させること。

ア．汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者（省令第4条第2号イ）の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することのできる管理体制系統図

イ．汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者（省令第4条第2号ロ）に係る次の書類

(イ) 汚染土壌処理施設に配置されていることを確認することのできる書類

(ロ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有することを証明する書類として次に掲げる書類

i) 大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有することを確認する書類として次に掲げる書類のうちいずれかの書類

- ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・建築物衛生管理（平成31年3月31日以前に合格した者にあつては大気管理））に合格したことを証する証書（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）様式第4）の写し

- ・ 大気関係第一種公害防止管理者試験又は大気関係第二種公害

防止管理者試験の合格証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和 46 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 3 号）様式第 5）の写し

- ・ 大気関係第一種公害防止管理者又は大気関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第 7）の写し
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第 8 条の 2 第 1 項の指定試験機関（平成 31 年 2 月 28 日現在、一般社団法人産業環境管理協会）が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の写し（大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること）
- ・ 省令第 4 条第 2 号ロ (2) (イ) (iv) に掲げる者に該当することを証明する書類

ii) 水質の汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有することを確認する書類として次に掲げる書類のうちいずれかの書類

- ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・水質管理）に合格したことを証する証書の写し
- ・ 水質関係第一種公害防止管理者試験又は水質関係第二種公害防止管理者試験の合格証書の写し
- ・ 水質関係第一種公害防止管理者又は水質関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の写し（水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること）
- ・ 省令第 4 条第 2 号ロ (2) (ロ) (iv) に掲げる者に該当することを証明する書類

iii) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項のダイオキシン類をいう。）を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設にあっては、次のいずれかの書類

- ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者試験の合格証書の写し
- ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験試験結果通知書の

写し（ダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格していることが確認できるものであること）

- ⑧ 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類（省令第2条第2項第12号）

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額については、当該事業の開始及び継続に必要となる一切の資金の総額を記載させること。具体的には、資本金の額のほか、当該事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用の額、損害賠償保険の保険料の額等が想定される。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の調達方法については、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率等資金の調達に関する一切の事項を記載させること。利益をもって資金に充てるものについては、その見込額を記載させること。

- ⑨ 申請者が法第22条第3項第2号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類（省令第2条第2項第17号から20号まで）

申請者（法人の場合はその代表者を含む。）が法第22条第3項第2号イからトまでに該当しない者であることを誓約するため、その旨の誓約書を作成させ、申請者の氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にはその代表者の氏名を記名し、押印させた上で、添付させること。

申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）を添付させること。

申請者が法人である場合には、その役員についても、誓約書を作成し、添付させること。これらの誓約書を作成する場合において、自署するときは、押印することを要しないこと。

申請者に令第6条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写しを添付させること（本店又は支店その他営業所等の代表者など汚染土壌の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する代表的な立場にある使用人の住民票の写しを添付させること。）。

なお、省令第2条第2項第16号及び第18号から第20号までにおいて申請書に添付することとしている住民票の写しについては、本籍地の記載のある住民票の写しを添付させることとする。

- ⑩ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水

(以下「排出水」という。)及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
(省令第2条第2項第21号)

汚水の処理の方法を示したフロー図、設置する汚水の処理設備の構造及び能力を記載した書類並びに排出水に係る用水及び排出水の経路図を添付させること。

- ⑪ 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類（省令第2条第2項第22号）

排出水に係る用水及び排出水の経路図を添付させること。

- ⑫ 排水口における排出水の水質の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第23号）

排出水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。また、当該測定の作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。

- ⑬ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第24号）

地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。

また、当該測定の作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。なお、埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許若しくは同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類とすること。

- ⑭ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）を防止する方法を記載した書類（省令第2条第2項第25号）

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載させること。

また、汚染土壌の搬入及び搬出時以外の閉扉等施設管理により当該防止を図る場合には、当該施設管理の方法を記載した書類を添付させること。

- ⑮ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類（省令第2条第2項第26号）

特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載させること。

さらに、地下浸透防止措置（省令第4条第1号ル）が講じられている汚染土壌処理施設にあつては、当該地下浸透防止措置が同号ルの環境大臣が定める措置に該当することを示す書類を添付させること。

- ⑯ 自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類（省令第2条第2項第27号）

特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載させること。なお、省令第4条第1号トの環境大臣が定める措置（（3）⑦参照）に適合する方法であることを示す書類として、受け入れる自然由来等土壌の特定有害物質による汚染の状況に応じて選択した措置の内容及びその根拠を記載した書類を添付させること。措置の内容の決定に際して、環境省が作成し、環境省ホームページに公開する措置の内容の決定に係る個別サイト評価の計算ツールを使用した場合にあつては、その計算に用いたパラメータ等を含めた計算結果を含めた書類を添付させることとする。

- ⑰ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類（省令第2条第2項第28号）

発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路、大気有害物質の処理設備の構造、能力及び設置場所、大気有害物質の処理フロー図、大気中に排出される大気有害物質の量の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。なお、クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ベンゼン及びポリ塩化ビフェニルについても、別紙2に掲げられている方法等を参考に1年に1回以上測定することが望ましいことから、上記の書類についても添付させることが望ましいこと。

また、当該測定作業を外注する場合には、併せて当該外注先を記載させること。

- ⑱ 自然由来等土壌利用施設にあっては、土質改良を行う場合にあっては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類（省令第2条第2項第29号）

土質改良の方法を記載した書類については、土質改良の種類、手順及び土質改良を行う場所等を記載させること。また、土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果については、当該土質改良の方法が適用可能であるかを確認するための試験（以下、「土質改良適用可能性試験」という。）の方法及び省令第5条第9号の要件を満たすことを確認できる結果を示す書類を添付させること。なお、異物除去のみを行う場合にあっては土壌の汚染状態に及ぼす影響は少ないことから調査を省略して差し支えなく、その際はその旨を記載した書類の添付で足りることとする。

- ⑲ 法第27条第1項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類（省令第2条第2項第30号）

法第27条第1項の環境省令で定める廃止措置の内容に応じ、それぞれの廃止措置に要する費用の見積額及びその算定根拠並びに当該見積額の総計の額の調達方法及び当該調達方法が実現可能性のあるものであることを説明する書類を添付させること。

この記載に当たっては、⑥に準じてできる限り詳細に記載させること。

- ⑳ 再処理汚染土壌処理施設について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る省令第17条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書（省令第2条第2項第31号）

当該再処理汚染土壌処理施設に係る汚染土壌の処理の事業の許可証の写し及び汚染土壌の引渡しを受けることについての当該施設に係る汚染土壌処理業者の同意書を添付させること。当該同意書は、当該者の記名及び押印を要すること。この場合において、自署するときは、押印することを要しないこと。

2. 汚染土壌処理業の許可の付与

(1) 許可の性質

申請に係る汚染土壌処理施設の種類に応じ、当該汚染土壌処理施設及び

申請者の能力が省令第4条に定める基準に適合するか否かを審査し、これに適合する場合には、法第22条第3項第2号イからトまでのいずれかに該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。同項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解すべきものであり、法の定める要件に適合する場合においてもなお許可を与えないことができることとする裁量権が都道府県知事に与えられているものではないこと。また、許可を与える際に、都道府県知事の判断により、許可に必要な条件を付することは可能であると考えられること。

(2) 審査

許可権者は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に即して、厳正かつ迅速な審査を行われたいこと。

(3) 汚染土壤処理施設に係る基準

汚染土壤処理施設に係る基準は、当該申請に係る施設について、汚染土壤の処理に伴い汚染土壤処理施設に係る事業場の外へ汚染を拡散させることを防止することを含め、その構造が取り扱う汚染土壤の量及び汚染状態に応じた適正な処理ができるものであることを確保することを目的とするものである。汚染土壤処理施設に係る基準の審査に当たっては、以下の点に留意するほか、書面上の審査のみならず、必ず、基準に適合していることを実地において確認すること。

① 汚染土壤処理施設が省令第1条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること（省令第4条第1号イ）

申請に係る汚染土壤処理施設が、法第22条第2項の申請書に記載された施設の種類の合致することを確認すること。具体的には、申請に係る施設が省令第1条各号に掲げる浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壤利用施設のいずれにも該当しない場合には、許可してはならないこと。

② 申請書に記載した汚染土壤の処理の方法に応じた汚染土壤処理施設であること（省令第4条第1号ロ）

処理の方法とは、熱分解方式、加熱・揮発方式、洗浄方式、化学分解方式等であり、また、汚染土壤の受入れから、保管、処理までの一連の作業の手順及び内容についても、申請書に記載された事項と合致していることを確認すること。

例えば、浄化等処理施設のうち浄化を行う汚染土壌処理施設の例でいえば、申請書に記載された処理の方法によって、特定有害物質を除去した後の土壌の汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることのできる設備を、受入設備や、点検設備など関連する他の設備と併せて設置していることを確認すること。

- ③ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること（省令第4条第1号ハ）

汚染土壌処理施設は、年間を通じて安定した稼働のできるものでなければならないことから、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上安全である必要があること。必要に応じて、耐摩耗性、耐腐食性等を持つものでなければならず、例えば、燃焼により処理を行う場合等には高温によって設備が損傷を受けない材質である必要があること。審査に当たっては、許可の申請時に添付させた設計計算書により確認すること。

- ④ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること（省令第4条第1号ニ）

分解処理による生成物等を含む排ガスや排水、処理において使用する薬剤の中には腐食性のものが含まれている場合があり、これらが汚染土壌処理施設に影響を及ぼさないように腐食防止のための措置が講じられていること。例えば、煙道の材質には腐食防止材を使用し、又は煙道の内面に腐食防止のための被覆、塗装等の措置が講じられていること。

- ⑤ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること（省令第4条第1号ホ）

第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル（以下「揮発性特定有害物質」という。）は大気中への拡散が懸念されるため、これらを含む汚染土壌の受入設備は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮発性特定有害物質を外部に拡散させないような配慮がなされていること。ここで、揮発性特定有害物質と揮発性特定有害物質以外の種類の特定有害物質に係る汚染土壌を処理する際に、揮発性特定有害物質以外の種類の特定有害物質を汚染土壌処理施設で処理した後に揮発性特定有害物質を再処理汚染土壌処理施

設で処理する場合は、当該汚染土壌処理施設は揮発性特定有害物質の大気中への揮散を防止する構造を有するものであること。また、飛散等を防止するために防塵ネットを使用したり、汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するために防波堤や集水溝等を必要に応じて設けること。

- ⑥ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること（省令第4条第1号へ）

受入設備等の汚染土壌や汚水を取り扱う箇所の床面については地下浸透を防止する構造又は設備を設けること。地下浸透を防止することのできる構造の具体例としては、厚さ10センチメートル以上のコンクリートの層又は厚さ5センチメートル以上のアスファルトの層と同等以上の遮水効力を有するものであること。

- ⑦ 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌の特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること（省令第4条第1号ト）

利用する自然由来等土壌の汚染の状態や施設を設置する土地の土壌の状況に応じた構造又は設備を設けること。「環境大臣が定める」措置については、平成31年1月環境省告示第7号（自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件）において定めたこと。同告示第2号ロについて、当該施設が設置される位置が「当該自然由来等土壌を利用した日から相当期間を経過した後当該自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しない距離を保つ位置」に該当することの判断に当たっては、環境省ホームページで公開する個別サイト評価の計算ツールを活用されたいこと。なお、当該計算ツールにおいて、同号ロの「相当期間」は100年としている。

- ⑧ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること（省令第4条第1号チ）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺的生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、低騒音型の機器の採用や防音壁の設置等を行うこと。

- ⑨ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等構造物利用施設にあっては、排出水を公共用水域に排出する場合には、排出水の水質を排出水基準に適合させるために必要な処理設備及び排出水の水質を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号リ）

排出水の水質を排出水基準に適合させる処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排出水に含まれることが予想される有害物質等を排出水基準に適合させることのできるものであること。

排出水の水質を測定するための設備とは、適切な排出水を採用するための採取口が設けられていれば足り、測定については外部へ委託しても差し支えないこと。

- ⑩ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、排出水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備及び排出水の水質を下水道測定方法により測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号ヌ）

排出水の水質を排除基準に適合させる処理設備とは、施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排出水に含まれることが予想される汚染物質等を排除基準に適合させることのできるものであること。

排出水の水質を測定するための設備とは、⑨に同じであること。

- ⑪ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号ル）

地下水の汚染状態を測定するための設備とは、地下水を採取するための採取口があれば足り、施設を設置する場所の周縁の地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側に観測井を設置すること。当該地下水の流向が不明である場合には、当該汚染土壌処理施設の四方に観測井を設置すること。水面埋立処理を行う汚染土壌処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があれば足りること。また、測定については外部へ委託しても差し支えないこと。なお、汚水が地下に浸透することを防止するための環境大臣が定める措置については、「汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件」（平成22年環境省告示第24号）で示したとおりである。

- ⑫ 大気有害物質の処理設備及びこれらの物質の量を測定するための設備が設けられていること（省令第4条第1号ワ）

大気有害物質の処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排気に含まれる大気有害物質を基準に適合させることのできるものであること。大気有害物質の量を測定するための設備とは、排気を採取するための採取口があれば足り、測定については外部へ委託しても構わないこと。

- ⑬ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第9号に定める基準に適合すること（省令第4条第1号ワ）

自然由来等土壌利用施設において、自然由来等土壌を、土質改良を行って利用する場合にあつては、あらかじめ土質改良適用可能性試験を行い、その土質改良の方法が基準に適合しているものであることを確認する必要があること。

なお、土質改良の方法の変更は法第23条第3項の届出を要する変更事項であるが（省令第10条第1号）、自然由来等土壌構造物利用施設において土質改良の方法を変更することにより省令第4条第1号トに規定する措置の内容を変更する必要がある場合にあつては、当該変更について、法第23条第1項本文の変更の許可が必要となること。

(4) 申請者の能力に関する基準

申請者の能力に係る審査に当たっては、以下の点に留意すること。

① 技術的能力について

ア. 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること（省令第4条第2号イ）

一切の責任を有する者とは、その許可に係る汚染土壌処理業の実施を統括管理する者を指し、資格や実務経験等の条件は不要であること。また、統括管理者の権限は申請書に添付させた管理体制系統図により確認すること。

イ. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者を当該汚染土壌処理施設に配置していること（省令第4条第2号ロ）

具体的には、次の(イ)及び(ロ)に該当する者を配置していること。

- (イ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について３年以上の実務経験を有する者（省令第４条第２号ロ(1)）

実務経験とは、実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する認定浄化施設、セメント施設等における経験を指し、浄化等処理施設に係る実務経験については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設において汚泥の浄化処理を行っていた実務経験も該当すること。また、実務経験の審査に当たっては、実務経験を証する書類、就業証明書等を提出させて確認すること。

- (ロ) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者（省令第４条第２号ロ(2)）

「公害を防止するための知識を有する者」について、すべての汚染土壌処理施設において、「大気汚染」及び「水質汚濁」に関する知識を有する者を設置する必要があること。また、「ダイオキシン類を生じる可能性のある施設」とは、例えば第一種特定有害物質について加熱処理を行う施設が考えられ、個別の汚染土壌処理施設ごとに受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法を踏まえ、適切に判断されたいこと。

② 経理的基礎について

- ア. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること（省令第４条第２号ハ）

- (イ) 申請者が法人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。

- (ロ) 申請者が個人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。

(ハ) 事業の開始及び継続に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等が含まれるものであること。

(ニ) 汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。

(ホ) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましいものと考えられる（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。

i) 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないこと等を確認すること。

ii) 利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあっては直前期が黒字に転換しているか否かを勘案して判断すること。

iii) 高額な設備投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少等を勘案して判断すること。

iv) 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局の協力を求めるなどして、慎重に判断すること。

(ハ) 金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、債務超過に陥っている法人、直前3年間において法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績及び再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断する必要があるが、再生手続又は更生手続が開始された場合には、経理的基礎を有しないものと判断

して差し支えないこと。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずること等の措置を講ずることも考えられること。

イ．廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること（省令第4条第2号ニ）

廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有しているか否かは、見積書（省令第2条第2項第21号）に記載された省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の貸借対照表で示されている流動資産の額の合計が上回っているか否かという観点から審査すること。なお、廃止時の措置に要する額の見積りに当たっては、以下の考え方により算出すること。

- (イ) 汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎すること。
- (ロ) 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎すること。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えて差し支えないこと。
- (ハ) 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3カ月に1回の頻度で2年間継続して当該測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とされたいこと。
- (ニ) 埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施

設にあつては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外しても差し支えないこと。

- (ホ) 自然由来等土壌構造物利用施設における廃止時の覆土等に要する費用の額については、自然由来等土壌を利用した土木構造物の建築設計時の費用積算根拠資料等を参考に算出すること。

なお、上記(イ)から(ニ)までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設であつて、同法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第1項に規定する維持管理積立金の使途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、上記(イ)から(ニ)までに掲げる費用の見積額を満たしていると扱っても差し支えないこと。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足る費用を担保することができると認められる場合には、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしていると扱っても差し支えないこと。

(5) 欠格要件

① 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであつて、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行い、該当する場合は速やかに不許可処分を行うこと。また、更新許可の場合においては、速やかに従前の許可の取消しを行うこと。

② 刑罰に関する欠格要件

法第22条第3項第2号イ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあつては、法第56条第2項の規定に基づき行うものであること。

ア. 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。

イ. 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。

ウ. 申請者が外国人である場合、昭和以降生まれの者については、本人

の居住地を管轄する地方検察庁あて、大正以前生まれの者については、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

エ. 申請者が外国法人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇・解任し、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第 25 条第 1 号が欠格要件に「該当するに至ったとき」としているとおおり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任したとしても許可を取り消さなければならないこと。また、この場合に、退任等の時期を遡らせた変更の登記を行い、当該役員等が欠格要件に該当するより前に退任等していた旨主張するという事例も想定される。しかしながら、そもそも、商業登記簿の登記事項に変更が生じた場合、当事者は遅滞なく変更の登記をすべき法律上の義務がある上、汚染土壌処理業者の場合は、その役員に変更があれば変更の日から遅滞なく届け出なければならず（法第 23 条第 3 項及び省令第 10 条第 1 号）、これに違反した場合は刑罰を科せられるものであるから（法第 66 条第 1 号）、欠格要件に該当した後に日付を遡らせた変更の登記がなされることそれ自体が不自然であり、この場合、特段の事情がない限り、当該変更の登記の存在にかかわらず、当該役員は在職中に欠格要件に該当したものと扱って差し支えないこと。この場合、相手方において、変更の登記が真正である旨主張して争うことが想定されることから、行政庁としても、当該法人の従業員等からの報告徴収を広く実施するなどして、当該登記の虚偽性について調査を実施することが望ましいこと。

③ その他の欠格要件

②の事項に加え、以下の添付書類についても確認し、欠格要件に該当しないか確認すること。申請者（法人の場合はその代表者を含む。）、法定代理人（法人の場合はその役員を含む。）、法人の役員及び法人又は個人の使用人が法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定する暴力団員等に該当するかの確認に当たっては、許可を受けようとする汚染土壌処理施設の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長に対し、照会書（別紙 3）により照会されたい。

(6) 許可証

① 許可証の交付

法第 22 条第 1 項の規定による汚染土壌処理業の許可、法第 23 条第 1

項の規定による施設の変更の許可又は法第 27 条の 2 から第 27 条の 4 までの規定による承認をした際には、許可証（省令様式第 9）を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第 22 条第 1 項又は法第 23 条第 1 項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第 22 条第 1 項の許可をした日から 5 年間とすること。また「変更の内容」には法第 23 条第 1 項の許可をした日、法第 27 条の 2 から第 27 条の 4 までの規定による承認をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載されたい。

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態については、特定有害物質の種類ごとに記載すること。

なお、分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみであり、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合する場合は、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可証の「汚染土壌処理施設の種類の」に「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定」と記載すること。

② 許可証の番号

業の許可事務を全国的に統一されたものとすることや、業の許可の審査や許可後の汚染土壌処理業者に対する指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換を頻繁に行うことの必要性があることから、別紙 1 に定めるところにより、全国統一的な許可番号を付するものとする。なお、第二段階改正処理業省令により汚染土壌処理施設として自然由来等土壌利用施設を追加したことから、平成 31 年 4 月 1 日以降は、許可番号の桁数を従前の 10 桁から 11 桁に変更することとしたため、許可の際には留意されたいこと。平成 31 年 3 月 31 日までに付与した許可番号については、変更する必要はないが、平成 31 年 4 月 1 日以降に許可の更新を行う際には 11 桁の許可番号を付与されたいこと。

③ 許可証の返納

ア．法第 22 条第 4 項の規定による許可の更新を行う場合、法第 23 条第 1 項の規定による施設の変更の許可を行う場合、法第 27 条の 2 から第 27 条の 4 までの規定による承認を行う場合又は許可証を亡失し、若しくはき損した場合において新たな許可証を交付するときは、従前の許可証を返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見したときも、当該許可証を返納させる必要があること。

イ．汚染土壌処理業者が事業の全部を休止し、若しくは廃止する場合又は法第 25 条の規定による許可の取消し若しくは停止の場合は、許可証の返納(事業の休止又は許可の停止の場合にあっては、休止又は停止期間中の一時返納)をさせるものとする。

第 2 汚染土壌の処理に関する基準について

1. 総論

法第 22 条第 1 項の許可を受けた汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る汚染土壌処理施設外への汚染の拡散防止のために法第 22 条第 6 項の汚染土壌の処理に関する基準に常に従うよう適切に指導監督されたいこと。また、都道府県知事は、汚染土壌処理業者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることや（法第 24 条）、その事業の許可を取り消し、又はその事業の停止を命ずること（法第 25 条第 3 号）等の措置をとることにより、汚染土壌の処理に伴う当該汚染土壌処理施設外への汚染の拡散を防止されたいこと。

2. 処理の基準

汚染土壌の処理に関しては、次の点に留意するよう、関係者を指導されたいこと。

- (1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること（省令第 5 条第 1 号）

汚染土壌に含まれる特定有害物質の飛散等を防止するため、防塵ネットを使用したり、散水を行うこと。汚染土壌の外部への流出を防止するための防波堤や集水溝等を設けること。また、許可に係る汚染土壌処理施設の飛散等を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行うこと。処理に伴う悪臭については、省令第 5 条第 1 号は、汚染土壌の処理に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、処理に伴い当然に生じる臭気を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではないこと。

- (2) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること（省令第 5 条第 2 号）

汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や耐久性及

び遮断の効果を有する遮水構造を設けるなど、汚染土壌処理施設の種類等に応じて、必要な措置を講ずること。

- (3) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置を講ずること（省令第5条第3号）

平成31年1月環境省告示第7号に基づき、自然由来等土壌構造物利用施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質による汚染の由来、当該特定有害物質の種類等に応じた措置を講ずること。

- (4) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること（省令第5条第4号）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、低騒音型の機器を採用し、防音壁を設けるなどすること。

- (5) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること（省令第5条第5号から第7号まで）

汚染土壌処理施設において事故等により特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散した場合には、直ちに当該汚染土壌処理施設の運転を停止した後、まず当該汚染土壌処理施設の点検を行い、飛散した汚染土壌や流出した液体の回収を図る等、当該汚染土壌処理施設内部及び周辺地域の環境汚染の修復を図るための必要な措置を講ずること。この場合において、法第22条第9項の規定に基づく都道府県知事への届出を行う必要があることに留意すること。浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設において特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が地下へ浸透した場合、また、自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設において自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合も同様に必要な措置を講ずること。

- (6) 汚染土壌の受入れについては、次の点に留意すること

- ① 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け

入れてはならないこと（省令第5条第8号イ）

受け入れる汚染土壌の量は、申請書に記載した汚染土壌処理施設における処理能力に見合ったものでなければならず、具体的には、1日当たりの処理量に60を乗じて得た量又は保管設備の容量のどちらか少ない量を超えて汚染土壌を受け入れてはならないこと。また、汚染土壌処理施設において処理することが可能である汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして処理することができない汚染土壌は、当該汚染土壌処理施設に受け入れてはならず、具体的には、第一種特定有害物質のみを処理することのできる汚染土壌処理施設又は土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみを処理することのできる汚染土壌処理施設において、第一種特定有害物質以外の特定有害物質によって汚染されている汚染土壌又は第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと。

なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染状態にある汚染土壌が複数の特定有害物質によって汚染され、本来、当該汚染土壌処理施設において処理することができない場合にあっても、当該汚染土壌処理施設が当該汚染土壌に係る一部の特定有害物質の処理を行い、その後の処理を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において行うことにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるなどして当該汚染土壌による健康被害が生ずることのないようにする場合においては、当該汚染土壌の受入れが可能であること。なお、揮発性特定有害物質と揮発性特定有害物質以外の特定有害物質に係る汚染土壌を処理する場合にあつては、揮発性特定有害物質の大気中への揮散を防止する観点から、揮発性特定有害物質を処理可能な汚染土壌処理施設で処理を行った後、揮発性特定有害物質以外の特定有害物質を再処理汚染土壌処理施設で処理する、又は揮散を防止する構造を有する揮発性特定有害物質以外の特定有害物質を処理可能な汚染土壌処理施設で処理を行ったのち揮発性特定有害物質を再処理汚染土壌処理施設で処理するものであること。

- ② 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第5条第8号ロ）

不溶化処理は、第二種特定有害物質による汚染土壌に対する効果しか持たないため、不溶化処理を行う汚染土壌処理施設においては、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌のうち第二種特定有害物質のみにより汚染されているもの以外は受け入れてはならないこと。

- ③ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 4 号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号。以下「判定基準省令」という。）第 4 条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）第 5 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない場合における当該汚染土壌）を受け入れてはならないこと（省令第 5 条第 8 号ハ）

埋立処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒（ひ）素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準（判定基準省令第 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準）が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 10 条第 2 項第 4 号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合している汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）であっても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準（判定基準省令第 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準）に適合しない汚染土壌については、受け入れてはならないこと。

- ④ 自然由来等土壌利用施設にあつては、次に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該項目に定める自然由来等土壌（自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌を含む。）及び土質改良により得られた土壌以外の汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第 5 条第 8 号ニ）

自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、第二種特定有害物質（シアン、水銀及びその化合物を除く）以外の溶出量基準に適合しない特定有害物質及び含有量基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壌は受け入れてはならないこと。また、自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準（判定基準省令第 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する

基準) に適合しない自然由来等土壌については、受け入れてはならないこと。

ここでいう「自然由来等土壌」には、自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌が含まれること。また、土質改良により得られた土壌も受け入れることができること。

- (7) 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に当該土質改良を行った土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量及び土壌に含まれる特定有害物質の量が、当該土質改良を行う前の自然由来等土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量及び土壌に含まれる特定有害物質の量を超えないこと（省令第5条第9号）

土質改良を行うことで、土壌の含水状態や pH 等の性質が変化し、溶出量や含有量に影響を与えることが想定されるため、土質改良を行う場合は、あらかじめ土質改良適用可能性試験を行い、改良後の土壌の土壌溶出量及び土壌含有量が改良前の土壌の量を超えないことを確認する必要があること。

- (8) 汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること（省令第5条第10号）

汚染土壌処理施設の稼働に当たっては、土壌汚染対策法及びこれに基づく法令を遵守することはもちろんであるが、汚染土壌処理施設が上記に掲げる法令や健康の保護又は生活環境の保全を目的とする条例の規定によって規制を受ける場合には、かかる規制を遵守しなければならないこと。例えば、汚染土壌の処理に伴って汚染土壌処理施設から廃棄物が排出される場合には、当該廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理されるべきことや、騒音規制法上の特定施設を設置している汚染土壌処理施設にあつては、騒音規制法上の規制基準を遵守しなければならないこと。

- (9) 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと（省令第5条第11号）

法第 22 条第 1 項の申請書に記載した処理の方法に従わずに処理を行う

ことや当該方法以外の方法による処理を行ってはならないこと。とりわけ、浄化等処理施設にあつては、申請書に記載した処理の方法による処理を行わずに汚染土壌を混合希釈することのみにより土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるような処理は行ってはならないこと。なお、処理の方法を変更する場合には法第 23 条第 3 項に規定する変更届出の対象となるので留意されたいこと。

- (10) セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする（省令第 5 条第 12 号）

セメント製造施設にあつては、汚染土壌を原材料の一部として製造されたセメント製品を通常に使用したにもかかわらず、当該セメント製品に含まれる特定有害物質が原因となって健康被害が生ずることのないように、セメント製造工程において適正に品質を管理し、かつ、製造しなければならないこと。

- (11) 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと（省令第 5 条第 13 号）

埋立処理施設は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないところ（省令第 5 条第 8 号ハ）、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合して分別又は含水率調整が行われ、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出することができるようになることを防止するものであること。

ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでないこと。

- (12) 汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること（省令第 5 条第 14 号）

汚染土壌は、汚染の拡散の防止の観点から、長期間にわたり汚染土壌処理施設内に保管することなく、受け入れた後、速やかに処理する必要があるため、汚染土壌の処理は、当該汚染土壌処理施設への搬入から 60 日以内に終了しなければならないこと。処理の終了とは、浄化等処理施設にあつては、浄化確認調査の結果、浄化等済土壌であることが確認されること又

は再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること、セメント製造施設にあっては、セメント製品としての完成検査をすること、埋立処理施設にあっては、埋立処理が終了すること、分別等処理施設にあっては、汚染土壌とそれ以外の物の分別又は含水率の調整後、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること、自然由来等土壌利用施設にあっては自然由来等土壌の利用（自然由来等土壌構造物利用施設にあっては構造物の盛土等への使用、自然由来等土壌海面埋立施設にあっては埋め立て土砂としての使用）が終了することとすること。

- (13) 汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと（省令第5条第15号）

汚染土壌の保管は、法第22条第2項の申請書に記載した保管設備以外において行ってはならないこと。なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量が申請書に記載された保管設備の容量を越える場合には、当該保管設備以外の場所において汚染土壌が不適正に保管されているおそれが高いことから指導を徹底すること。

- (14) 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するための措置を講ずること（省令第5条第16号）

汚染土壌の移動に当たっては、当該土壌が飛散することのないよう、同号イからホまでに掲げる措置のいずれかを講じなければならないこと。

- (15) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚水を地下に浸透させてはならないこと（省令第5条第17号）

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水は、地下に浸透させてはならないこと。汚水には、汚染土壌と接した雨水や、汚染土壌の洗浄に用いた水を排水基準又は排除基準に適合する状態まで処理した後の水を含むものであること。

- (16) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排水水を公共用水域に排出する場合には、排水基準に適合しない排水水を排出してはならず、また、当該排水水の水質を測定すること（省令第5条第18号）

排水水の汚染状態の測定は、同号ロに定める方法に従って行なわなくてはならないこと。なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排水水の汚染状態を勘案して適宜指導することとされた

いこと。

- (17) 排出水を排除して下水道を使用する場合には、排除基準に適合しない排出水を排出してはならず、また、当該排出水の水質を測定すること（省令第5条第19号）

排出水の汚染状態の測定は、同号ロに定める方法に従って行なわなくてはならないこと。なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排出水の汚染状態を勘案して適宜指導することとされたこと。

- (18) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは1年に1回以上測定すれば足り、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと（省令第5条第20号）

汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認する必要があること。地下水の採取は、地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側において行い、地下水の流向が不明である場合には、当該汚染土壌処理施設の四方において行うこと。水面埋立を行う汚染土壌処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取すれば足りること。また、汚染土壌処理施設は、本来、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下へ浸透することを防止（自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、新たな地下水汚染を防止）するために必要な構造のものであり、又は措置が講じられたものであることから、測定した地下水の水質が地下水基準に適合し、地下水汚染が生じていない状態が測定を始めてから1年間継続されていることが確認されれば、その後は1年に1回以上の測定をすれば足りること。なお、この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請を受けることにより行われたいこと。

- (19) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第21号）

省令第2条第2項第28号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ロ(1)から(6)までに掲げる物質（(1)カドミウム及びその化合物、(2)塩素、

(3)塩化水素、(4)ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、(5)鉛及びその化合物、(6)窒素酸化物)については、それぞれに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。また、当該物質は、環境大臣が定める方法（大気有害物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（平成 22 年 3 月環境省告示第 25 号））により、3 月に 1 回以上測定しなければならないこと。ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認された場合は、1 年に 1 回以上測定すれば足りること。この場合において、当該確認は、汚染土壌処理業者からの任意の申請により行われたいこと。

大気有害物質のうち、水銀及びその化合物並びにダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）については、1 年に 1 回以上測定しなければならないこと。これらの測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有害物質についての測定方法については、平成 22 年環境省告示第 25 号に定められているが、当該告示に測定方法の定めがない大気有害物質については、別紙 2 に掲げる方法等を参考に測定されたいこと。

クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ベンゼン及びポリ塩化ビフェニルについては、1 年に 1 回以上測定することが望ましいこと。

(20) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと（省令第 5 条第 22 号）

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第 22 条第 2 項の申請書に記載された再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除き、原則として 26 種のすべての特定有害物質について浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであることが確認されたものでなければならないこと。なお、この調査は、計量証明事業者が行うことが望ましいこと。

浄化確認調査の対象となる土壌は、浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌（以下「処理後土壌」という。）に限ること。浄化確認調査の方法は、浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（平成 31 年 1 月環境省告示第 8 号）により定めたこと。具体的には、処理後土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握した上で、処理後土壌を 100 立方メートル以下ごとに区分し、当該区分したそれぞれ

の土壌（以下「ロット」という。）について、当該汚染土壌を搬出した要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類については1ロットごとに試料の採取及び測定を行い、それ以外の特定有害物質の種類については9以下のロットごとに、第一種特定有害物質については1ロットごと、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については5ロットごとに試料の採取及び測定を行うこと。ただし、P C Bを除く第三種特定有害物質については、汚染土壌の搬出元である要措置区域等の土壌汚染状況調査における地歴調査に加えて、当該土地の土壌の汚染状態に変更を生じる可能性のある履歴等により把握した情報により、汚染のおそれがないと認められる場合は、当該物質についての調査は不要であること。なお、試料採取等の頻度が上記の方法と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われている場合は、処理後土壌をベルトコンベアから直接採取し、測定することも可能であること。

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく当該汚染土壌を搬出できるものではないこと。また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請時の申請書の記載事項となっており、許可後に追加又は変更する場合には、法第23条第3項に規定する変更の届出の対象となることに留意されたいこと。なお、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合においても、汚染土壌の運搬は要措置区域等外への搬出の場合と同様に、搬出の日から30日以内に終了すること。

- (21) 省令第5条第22号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと（省令第5条第23号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たり、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、管理票（以下、「2次管理票」という。）を交付しなければならないこと。2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならないこと。なお、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加していない

ことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すれば足りるものであること。

- (22) 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、省令第5条第18号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第20条第4項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと(省令第5条第24号)

再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌の引渡しを受けたときは、2次管理票の記載内容に誤りがないことを確認し、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に2次管理票の写しを送付すること。2次管理票の送付は、法第20条第4項に規定する管理票の送付とは異なり、処理の終了時に送付するものではないので留意すること。

- (23) 省令第5条第22号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき(当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、省令第5条第24号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき)は、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと(省令第5条第25号)

汚染土壌処理業者は、再処理汚染土壌処理業者に汚染土壌を引き渡したとき又は再処理汚染土壌処理業者から2次管理票の写しの送付を受けたときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者に対し、引渡しを終了した旨を書面により通知しなければならないこと。この場合において、2次管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票の写しを更に複写したものを送付することをもって通知とすることができること。

- (24) 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、処理施設の許可番号等を表示しなければならないこと(省令第5条第26号)

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であることを明らかにするために、その見やすい場所に立札その他の設備により処理施設の許可番号や処理施設の種類等を表示しなければならないこと。汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態については、特定有害物質の種類ごとに記載すること。また、自然由来等土壌利用

施設にあつては自然由来等土壌を利用する旨を示すこと。立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないととも、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧すること。また、表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を変更すること。

- (25) 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、1年に1回以上当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと（省令第5条第27号）

施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な点検や機能検査を行い、稼働の状況を常に適切に保持すること。

- (26) 省令第5条第27号の点検及び機能検査の記録を作成し、3年間保存すること（省令第5条第28号）

施設に不具合が生じた場合に、どこが問題の箇所であるかを迅速に判断するために、施設の点検及び機能検査の結果を記録し、3年間保存すること。

第3 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認

1. 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請の手続

- (1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第6に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させること。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、譲渡前の許可証に記載されている処理能力を記載すること。また、譲受に当たって処理能力を変更する場合は、譲渡前又は譲渡後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせること。

- ① 譲渡及び譲受の日（省令第14条第1項第2号）

譲渡及び譲受の効力が発生する予定日を記載させること。

- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第14条第1項第3号）

第1の1(1)①に準じて記載させること。

- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第14条第1項第4号）

第1の1(1)③に準じて記載させること。

- ④ 汚染土壌処理施設の種類（省令第14条第1項第5号）

第1の1(1)④に準じて記載させること。

- ⑤ 許可の年月日及び許可番号（省令第14条第1項第6号）
許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させること。

(2) 申請書の添付書類

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請書に添付しなければならない書類については、第1の1(2)の内容に準じて添付させること。なお、譲受人が汚染土壌処理施設の所有権を有することについては、譲渡及び譲受契約書の写しの内容で確認されたい。

2. 汚染土壌処理業の合併又は分割の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第7に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させること。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、合併又は分割前の許可証に記載されている処理能力を記載させること。また、合併又は分割に当たり処理能力を変更する場合は、合併又は分割前後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせること。

- ① 合併又は分割の日（省令第15条第1項第2号）
合併又は分割の効力が発生する予定日を記載させること。
- ② 合併又は分割の方法（省令第15条第1項第3号）
吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割のいずれかを記載させること。
- ③ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第15条第1項第4号）
処理業通知第1の(1)①に準じて記載させること。
- ④ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第15条第1項第5号）
第1の(1)③に準じて記載させること。
- ⑤ 汚染土壌処理施設の種類（省令第15条第1項第6号）
第1の(1)④に準じて記載させること。
- ⑥ 許可の年月日及び許可番号（省令第15条第1項第7号）
許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させること。

(2) 申請書の添付書類（省令第15条第2項）

汚染土壌処理業の合併又は分割の承認の申請書に添付しなければならない書類については、第1の1（2）の内容に準じて添付させること。

3. 汚染土壌処理業の相続の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第8に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させること。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、相続前の許可証に記載されている処理能力を記載させること。また、相続に当たって処理能力を変更したい場合は、相続後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせること。

① 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第16条第1項第4号）
第1の1（1）①に準じて記載させること。

② 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第16条第1項第5号）
第1の1（1）③に準じて記載させること。

③ 汚染土壌処理施設の種類（省令第16条第1項第6号）
第1の1（1）④に準じて記載させること。

④ 許可の年月日及び許可番号（省令第16条第1項第7号）
許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させること。

(2) 申請書の添付書類（省令第16条第2項）

汚染土壌処理業の相続の承認の申請書に添付しなければならない書類については、第1の1（2）の内容に準じて添付させること。申請者以外に相続人があるときは、申請者以外の相続人全員が署名し、押印した当該申請に対する同意書を添付させること。

第4 国等が汚染土壌の処理の事業を行う場合の協議

1. 国等が汚染土壌の処理の事業を行う場合の協議の手続

(1) 協議書の記載事項

法第27条の5に規定する国等が行う汚染土壌の処理の事業について、都道府県知事と協議を行おうとする際の協議書には、以下の内容を記載させること。

- ① 法第 22 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（省令第 3 条第 2 項）

汚染土壌処理施設の名称、設置の場所、種類等及び処理する土壌の特定有害物質による汚染状態について、第 1 の 1 (1) ①から⑦までに準じて記載させること。

- ② 省令第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 10 号に掲げる事項（省令第 3 条第 2 項）

第 1 の 1 (1) ⑧から⑫までに準じて記載させること。

汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について

一 趣旨

法第 22 条第 2 項の規定に基づき汚染土壌処理業を行おうとする者から許可の申請がなされた場合における許可番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、業の許可事務の全国的統一化や業の許可を受けた者の適切な管理に資することを目的とする。

二 許可番号の内容

業許可の際に許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

① 許可番号は 11 桁の数字で構成するものとする。

② 許可番号の構成は次のとおりとする。

・ 1～3 桁目

三及び四に掲げる都道府県及び土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 10 条に規定する市（以下「政令市」という。）の固有番号

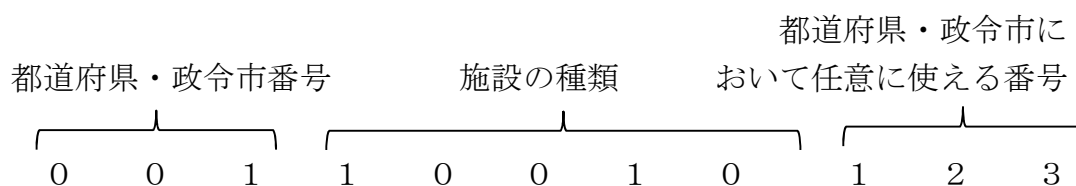
・ 4～8 桁目

③で示す汚染土壌処理施設の種類の示す番号

・ 9～11 桁目

都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

（許可番号の例）



③ 汚染土壌処理施設の種類の種類の示す番号は、次表のとおりとする。

4 桁目	浄化等処理施設	該当 1 非該当 0
5 桁目	セメント製造施設	該当 1 非該当 0
6 桁目	埋立処理施設	該当 1 非該当 0
7 桁目	分別等処理施設	該当 1 非該当 0

8 桁目	自然由来等土壌利用施設	自然由来等土壌構造物利用施設に該当 1 自然由来等土壌海面埋立施設に該当 2 非該当 0
------	-------------	--

三 都道府県の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	石川県	017	岡山県	033
青森県	002	福井県	018	広島県	034
岩手県	003	山梨県	019	山口県	035
宮城県	004	長野県	020	徳島県	036
秋田県	005	岐阜県	021	香川県	037
山形県	006	静岡県	022	愛媛県	038
福島県	007	愛知県	023	高知県	039
茨城県	008	三重県	024	福岡県	040
栃木県	009	滋賀県	025	佐賀県	041
群馬県	010	京都府	026	長崎県	042
埼玉県	011	大阪府	027	熊本県	043
千葉県	012	兵庫県	028	大分県	044
東京都	013	奈良県	029	宮崎県	045
神奈川県	014	和歌山県	030	鹿児島県	046
新潟県	015	鳥取県	031	沖縄県	047
富山県	016	島根県	032		

四 政令市の固有番号

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
札幌市	050	横須賀市	087	枚方市	124
函館市	051	平塚市	088	茨木市	125
旭川市	052	藤沢市	089	八尾市	126

青森市	053	小田原市	090	寝屋川市	127
八戸市	054	茅ヶ崎市	091	東大阪市	128
盛岡市	055	相模原市	092	神戸市	129
仙台市	056	厚木市	093	姫路市	130
秋田市	057	大和市	094	尼崎市	131
山形市	058	新潟市	095	明石市	132
福島市	059	長岡市	096	西宮市	133
郡山市	060	上越市	097	加古川市	134
いわき市	061	富山市	098	宝塚市	135
水戸市	062	金沢市	099	奈良市	136
つくば市	063	福井市	100	和歌山市	137
宇都宮市	064	甲府市	101	鳥取市	138
前橋市	065	長野市	102	岡山市	139
高崎市	066	松本市	103	倉敷市	140
伊勢崎市	067	岐阜市	104	広島市	141
太田市	068	静岡市	105	呉市	142
川越市	069	浜松市	106	福山市	143
川口市	070	沼津市	107	下関市	144
所沢市	071	富士市	108	徳島市	145
春日部市	072	名古屋市	109	高松市	146
草加市	073	豊橋市	110	松山市	147
越谷市	074	岡崎市	111	高知市	148
さいたま市	075	一宮市	112	北九州市	149
熊谷市	076	春日井市	113	福岡市	150
千葉市	077	豊田市	114	久留米市	151
市川市	078	四日市市	115	長崎市	152
船橋市	079	大津市	116	佐世保市	153
松戸市	080	京都市	117	熊本市	154
柏市	081	大阪市	118	大分市	155
市原市	082	堺市	119	宮崎市	156
八王子市	083	岸和田市	120	鹿児島市	157
町田市	084	豊中市	121	松江市	158
横浜市	085	吹田市	122	那覇市	159
川崎市	086	高槻市	123	佐賀市	160

(別紙2)

大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

測定項目	採取及び測定方法	備考等
クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル 第2編 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとすること。ただし、真空瓶によりクロロエチレン及びジクロロメタンの採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。測定はクロロエチレン及びベンゼンにあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととすること。	記載の無いクロロエチレン、ジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタンの測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。また、気中のクロロエチレン及びジクロロメタンを二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いいため、両物質の測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととすること。また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。
ポリ塩化ビフェニル	採取方法はJIS K0311に記載のI型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。測定は、1～10塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成4年厚生省告示第192号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。	JIS K0311 及び平成4年厚生省告示第192号別表第二を参考とすること。ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度12%に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。

ダイオキシン類	JIS K0311 とすること。	処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度 12%に酸素濃度補正した値を報告すること。
水銀	JIS K0222 とすること。	
砒素及びその化合物	JIS K0083 とすること。	

- 備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。
- 2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。

(別紙3)

文 書 番 号
平成 年 月 日

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長 殿

都道府県土壤環境行政担当課長

汚染土壤処理業の事業に関する排除対象者に係る照会

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可をするに当たって、下記の者について、法第22条第3項第2号ハからトまで（同号ニからヘまでに該当する事由にあっては、同号ハに係るものに限る。）に該当するか否か照会します。

記

- 1 名称（個人の場合は^{しめい}氏名・生年月日・性別、法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の^{しめい}氏名・生年月日・性別）
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の^{しめい}氏名（個人の場合は不要）
- 4 役員及び土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第6条に規定する使用人がある場合は、その使用人の^{しめい}氏名・生年月日・性別・住所（個人の場合は役員の^{しめい}氏名・生年月日・性別・住所は不要）